議案第14号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則(平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号)の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和7年3月27日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

芦刈第2放課後児童クラブの新設及び様式を変更するため、小城市 放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則(平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号中「書類勤務証明書(様式第 3 号)申告書(様式第 4 号)申立書(様式第 5 号)」を「書類 就労証明書(様式第 3 号)、申告書(様式第 4 号)、申立書(様式第 5 号)」に改める。

別表第1 芦刈放課後児童クラブの項中「芦刈放課後児童クラブ」を「芦 刈第1 放課後児童クラブ」に改め、同表に次のように加える。

芦刈第2放課後児童クラブ 小城市芦刈町三王崎14番地 35人 別表第3及び別表第5中「勤務証明書」を「就労証明書」に改める。

が表第3尺のが表第3中「勤務証明書」を「私力証明書」に以める様式第3号を次のように改める。

就労証明書

小城市長宛

証明日	西暦			年	月	日
事業所名						
代表者名						
所在地						
電話番号		-	_		_	
担当者名						
記載者連絡先		-	_		_	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目		記載欄																
		□農業・	林業	□ 漁第	¥		鉱業·拐	彩石業	*•砂利採取第		建設業		製造業			電気	・ガス・熱	供給·水	道業
		□ 情報選	通信業	□ 運輸	俞業・郵	『便業 □	卸売業	•小売	業		金融業・低	呆険業	ŧ			一不動	加産業・物	品賃貸業	
1	業種	□ 学術研	研究・専門・持	支術サー	ビス		宿泊業	•飲食	サービス業		生活関連	! #—	ビス業・娯	柴業			医療•福	祉	
			学習支援業			サービス事					その他()	
	フリガナ																		
2	本人氏名												生年月	В			年	月	日
				l	-	期間					_	_			_	_	_		
3	雇用(予定)期間等	□ 無期 □ 有期 (無期の				は雇用開始	日のみ)		年		月	Н	~	1	年	月	B		
4	本人就労先事業所	名称																	
	1 7 43/35/52 7 5/4///	住所																	
5	雇用の形態	□ 正社員		パート・フ	アルバー	1 ト □	派遣社	員 [□ 契約社員		会計年度	任用	職員 🗆	非常勤	か い 臨時	職員	□ 役!	員	
_		□ 自営第	主 口	自営業専	算従者		家族従:	業者	□内職		業務委託		□ その	他()
		月火	水木	金土	日	祝日		合計	月間		時	間		分(うち休憩	自時間	1	分)	
					+		'	時間											
	就労時間		たりの就会		月			E	3 一週当	たり	の就労日	数	週間			日			
	(固定就労の場合)	平日		時		分	~		時		分	(うち	休憩時間		分)				
6		土曜		時		分	~		時		分	(うち	休憩時間		分)				
		日祝		時		分	~		時		分	(うち	休憩時間		分)				
		合計	時間	□月間	I	□ 週間			時間		分	(うち	休憩時間		分)				
	就労時間	就労	日数	□月間	I	□ 週間			日										
	(変則就労の場合) 		5時間帯 時間帯		時		分 ~	-	時		分	(うち	休憩時間		分)				
7	就労実績	年月		年		月	年月		年		月		年月		年		月		
,	※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む		日/月		時	間/月		E	1/月		時間/	′月		日/	月		時間。	/月	
8	産前・産後休業の取得	□ 取得予定 □ 取得中			导中														
Ů	※取得予定を含む	期間		年		月	E	1	~			年		月		日			
9	育児休業の取得	□ 取得う	序定 □	取得中		取得済み													
3	※取得予定を含む	期間		年	月	日	~		年	月	日								
10		□ 取得う	序定 □	取得中		取得済み	理由	[□ 介護休業	ŧ	□ 病体	ᡮ	□ その	他()
10		期間		年	月	日	~		年	月	日								
11	復職(予定)年月日	□ 復職う	序定 □	復職済み	' +		年		月		日								
	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	□ 取得引	序定 □	取得中			期間		年		月	日	~	左	Ŧ.	月	日		
12			5時間帯 時間帯		時		分 ~		時		分	(うち	休憩時間		分)				
	保育士等としての勤務実態			<u> </u>															
13	の有無	口有	□ 有(予	正) L	無														
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	□有	□ 有(予	定) □	無	□ 未定	!												
15		□可	□ 可(予	定) □] 否														
16	育休延長可否	□可	□ 可(予	定) [] 否														
17	単身赴任期間(予定含む)		年	月		日		~			年		月		日 日				
18	備考欄																		
	-		児童名		I		生年月	日			施詞	没名			4 ED -2		# 22 1 1	hh- >	1)
						年	F	1	日					⊔ ᡮ	明用中	Ц	甲込甲(第一希望	.)
10	∕□ =# ** =¬ * * ™		児童名				生年月	日			施	没名			1 cp -		ф» ± ·	- Mr	1)
19	保護者記載欄					年	F]	日					⊔ †	川用中	Ц	中心中(第一希望	.)
			児童名				生年月	日			施	没名			um /	_		. Arte	15
						年	F	1	日					⊔ ‡ 	明用中		甲达甲(第一希望	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号 小城市放課後児童健全育成事業実施規則(平成27年小城市教育委員会規則第15号)の一部を改正する規則 新旧対照表

(入級の手続き)

第11条 児童クラブへ入級しようとする児童の保護者(以下「申請者」という。)は、放課後児童クラブ通常入級許可申請書(様式第1号) 又は放課後児童クラブ一時入級許可申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

現行

(1) 別表第3入級を必要とする理由欄に掲げる理由につき当該別表 第3必要書類欄に掲げる保護者についての書類<u>勤務証明書(様式第</u> 3号)申告書(様式第4号)申立書(様式第5号)及び診断書(様 式第6号)

(2)及び(3) (略)

 $2 \sim 8$ (略)

別表第1(第3条関係)

名称	位置	定数			
(略)					
芦刈放課後児童クラブ	小城市芦刈町三王崎14番地	60人			

別表第3 (第11条関係)

入級を必要とする理由	必要書類
就労	勤務証明書

(入級の手続き)

第11条 児童クラブへ入級しようとする児童の保護者(以下「申請者」という。)は、放課後児童クラブ通常入級許可申請書(様式第1号) 又は放課後児童クラブ一時入級許可申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

改正後 (案)

- (1) 別表第3入級を必要とする理由欄に掲げる理由につき当該別表 第3必要書類欄に掲げる保護者についての書類<u>就労証明書(様式</u> <u>第3号)、申告書(様式第4号)、申立書(様式第5号)</u>及び診断 書(様式第6号)
- (2)及び(3) (略)

 $2 \sim 8$ (略)

別表第1 (第3条関係)

名称	位置	定数
	(略)	
芦刈第1放課後児童クラブ	小城市芦刈町三王崎14番地	60人
芦刈第2放課後児童クラブ	小城市芦刈町三王崎14番地	<u>35人</u>

別表第3 (第11条関係)

入級を必要とする理由	必要書類
就労	就労証明書

(略) (略) 別表第5 (第11条関係) 別表第5 (第11条関係) 理由 入級期間 理由 入級期間 (略) (略) 求職活動 求職活動 入級した日から2箇月以内。ただし、この期 入級した日から2箇月以内。ただし、この期 間内に就労を開始し、勤務証明書を提出した 間内に就労を開始し、就労証明書を提出した 場合は期間を延長(最長で児童クラブ終了日 場合は期間を延長(最長で児童クラブ終了日 まで) まで) また、求職を理由に再延長を希望する保護者 また、求職を理由に再延長を希望する保護者 は、1筒月間の延長を申立書(様式第14号) は、1 筒月間の延長を申立書(様式第14号) により1度だけ申し立てることができる。 により1度だけ申し立てることができる。 (略) (略)